

産業廃棄物の適正処理の手引き

— 清潔で快適な暮らしと豊かな郷土を守るために —

令和 7 年 3 月

香 川 県

は じ め に

近年、不法投棄など廃棄物の不適正処理が依然として社会問題となっており、香川県においても、これらに係る行政処分や刑事告発が行われる事案が発生しています。

こうした中、産業廃棄物を適正に処理していくためには、排出事業者と処理業者がそれぞれの責務と役割を正しく認識することが重要です。

このためには、産業廃棄物の性状を正確に把握することはもとより、これらの産業廃棄物がどのような経路で収集、運搬され、どのような方法で処理・処分されるか、一連の処理のルートを常に管理しておく必要があります。

平成30年4月1日からは、「有害使用済機器の適正な保管等の義務付け」、「マニフェスト制度の罰則強化」等について改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行されています。

この小冊子は、排出事業者及び処理業者の方々に産業廃棄物の適正処理について一層の理解を深めていただくために作成したものです。

◎本書に記載の産業廃棄物に関する情報は、次のホームページにも掲載しています。
様式等のダウンロードもできますのでご利用ください。

香川県環境森林部循環型社会推進課産業廃棄物のホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/haikibutsu/kfvn.html>

* 高松市環境局環境指導課のホームページにも、産業廃棄物に関する情報が掲載されています。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/kankyo_eisei/sanpai/index.html

◎産業廃棄物についてのお問い合わせ、ご相談は次の事務所へお願いします。

香川県環境森林部循環型社会推進課及び最寄りの環境管理室等

事 務 所	所 管 区 域	電 話
香川県環境森林部循環型社会推進課 〒760-8570 高松市番町四丁目1-10	香川県（高松市を除く）	087-832-3226
東讃保健福祉事務所環境管理室 〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2	さぬき市、東かがわ市、木田郡、香川郡 ※高松市内及び県外の収集・運搬業者の許可 申請等の窓口	0879-29-8273
小豆総合事務所環境森林課 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	小豆郡	0879-62-2731
中讃保健福祉事務所環境管理室 〒763-0082 丸亀市土器町東8丁目526	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、 仲多度郡	0877-24-9966
西讃保健福祉事務所環境管理室 〒768-0067 観音寺市坂本町7丁目3-18	観音寺市、三豊市	0875-25-6431

高松市環境局環境指導課

事 務 所	所 管 区 域	電 話
高松市環境局環境指導課 〒760-0080 高松市木太町2282-1	高松市	087-839-2380

目 次

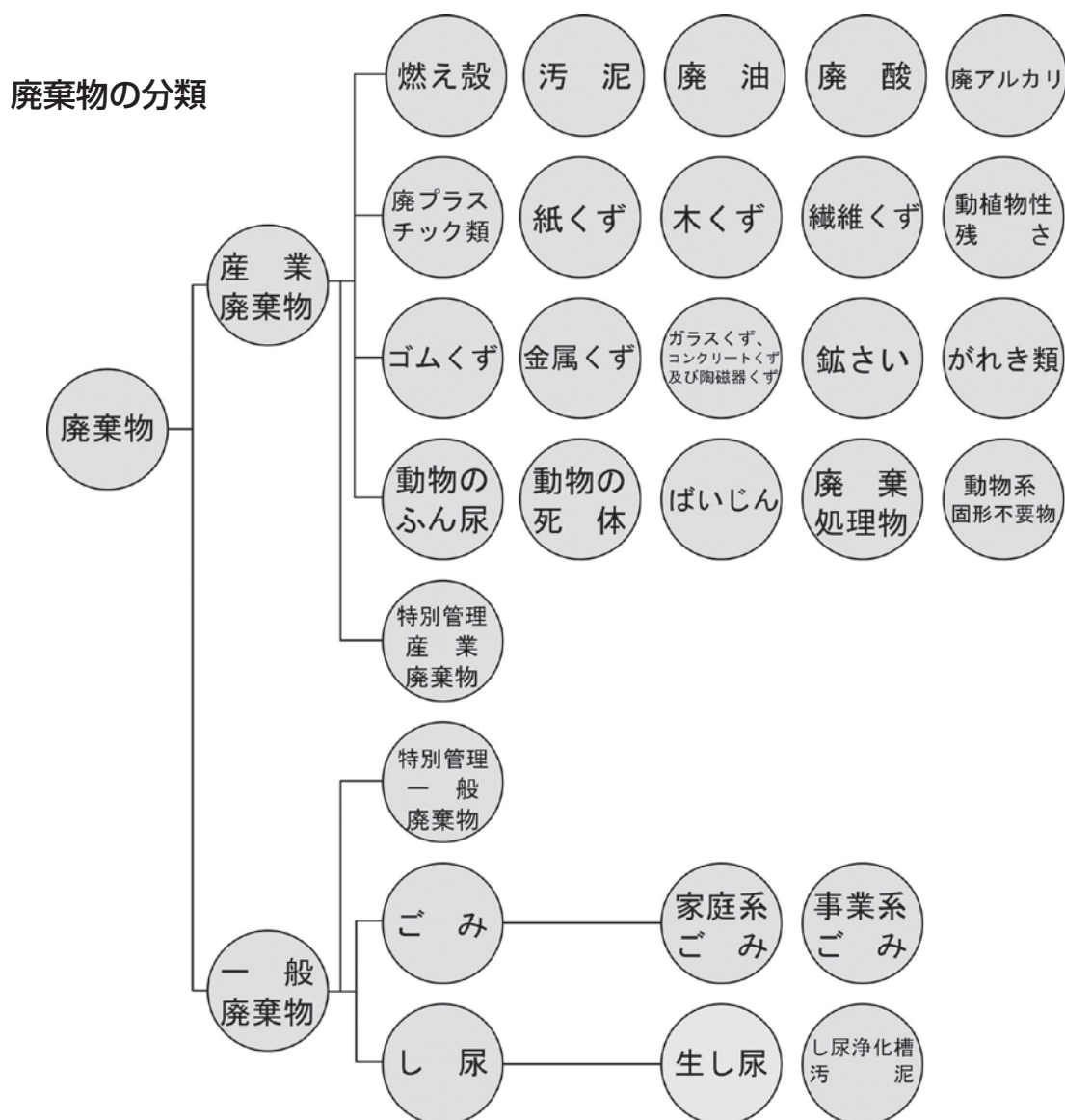
☐	廃棄物の分類	1
☐	特別管理産業廃棄物について	3
☐	産業廃棄物の処理に関する注意事項	4
☐	産業廃棄物の処理基準等	5
☐	産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面の備え付けについて	14
☐	優良産廃処理業者認定制度について	16
☐	建設廃棄物の排出事業者等について	18
☐	廃棄物の情報提供について	24
☐	産業廃棄物の処理委託について	28
☐	マニフェスト（産業廃棄物管理票）について	30
☐	措置内容等の報告等について	37
☐	多量排出事業者について	40
☐	産業廃棄物処理施設について	41
☐	香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針	43
☐	廃棄物処理施設に係る定期検査制度について	45
☐	廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公表の義務化について	45
☐	不法投棄・野外焼却の禁止について	46
☐	石綿（アスベスト）を含む廃棄物の処理について	49
☐	水銀を含む廃棄物の処理について	51
☐	PCB 廃棄物の処理について	52
☐	自動車リサイクル法について	54
☐	産業廃棄物処理実績報告等について	55
☐	毎年度の報告が必要な書類について	68

■ 廃棄物の分類

廃棄物処理法によると、廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大別されており、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分されています。

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、法令により定められた燃え殻、汚泥等20種類の廃棄物（一部のものは特定の事業活動に伴うもののみに限定）をいいます。これは、民間の工場、ビル、商店などの営利目的の事業活動に伴って排出されるものだけでなく、下水処理や水道事業などの公共の事業活動に伴って排出されるものを含んでいます。また、これら20種類の産業廃棄物が混合した状態で排出されるものは、2種類以上の産業廃棄物の混合物とみなし、例えば「廃油性塗料」は、廃油と廃プラスチック類の混合物としてとらえることができます。

これに対し「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活に伴って排出されるゴミやし尿をさすことが多いのですが、廃棄物処理法による分類では工場、ビル、商店などから排出されるし尿や紙くずなど、20種類の産業廃棄物に該当しないものも「一般廃棄物」となります。



産業廃棄物の種類と具体例

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物その他の焼却残さ
	(2) 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

（注）次のものは、廃棄物処理法の対象外である。

- (1) 気体状のもの
- (2) 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- (3) 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- (4) 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- (5) 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

ー 産業廃棄物である「木くず」の範囲変更（拡大）について ー

平成20年4月から、「物品賃貸業に係る木くず」（リース事業者から排出されるリース物品（家具・器具類等）に係る木くずなど）及び「貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）」に係る木くず」が産業廃棄物として追加されています。

■ 特別管理産業廃棄物について

廃棄物処理法では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区別し、処理方法などが別に定められています。

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので普通の産業廃棄物より厳しい処理体系が定められており、処理業の許可も別のものとなっています。

そのため、普通の産業廃棄物許可業者は特別管理産業廃棄物を取り扱えませんし、特別管理産業廃棄物許可業者は普通の産業廃棄物を取り扱えません。このことから、排出事業者は自社からの廃棄物が何に該当するかを適確に判断し、その廃棄物を処理できる許可業者に委託する必要があります。

また、特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられているとともに、特別管理産業廃棄物に関する帳簿を備えなければなりません。

特別管理産業廃棄物の種類

種 類		性 状 及 び 具 体 例
廃	油	揮発油類、灯油類、軽油類で引火点70℃未満の廃油 〈関連事業〉紡績、新聞、香料製造、医療品製造、石油精製、電気メッキ、洗濯、科学技術研究など
廃	酸・廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液 〈関連事業〉カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究など
感染性産業廃棄物		医療関係機関等から排出される血液、使用済注射針などの感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物 〈関連事業〉病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、動物の診療施設など
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物	●廃PCB及びPCBを含む廃油 ●PCBが塗布され若しくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず ●PCBが付着した汚泥及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたPCBが付着したコンクリートの破片その他これに類するもの ●廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等 水銀等物 処理物	●水銀を回収する施設、水銀使用製品を製造する施設、水銀を媒体とする測定機器（備え付けのポロシメータ等）を有する施設及び研究所等において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物に封入された廃水銀等を除く。） ●水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀（水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀を除く。） ●廃水銀等を処分するために処理したもの
	廃石綿等	●建築物から除去した飛散性の吹付石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート、防じんマスクなど ●大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められた飛散性の石綿など
	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を基準値以上含む、汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど

（注）この表に記載した廃棄物の具体例と関連事業は、代表的なものです。

■ 産業廃棄物の処理に関する注意事項

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならないこととされており、事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合は、政令で定める産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。

産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託基準に従い、委託しようとする収集運搬及び処分業者が許可等を持っているかどうか、また許可内容等（事業の区分、産業廃棄物の種類、処理能力、許可の条件等）の確認を行い、それぞれの処理業者と事前に書面をもって委託契約を結ばなければなりません。そして、実際に産業廃棄物を処理業者へ引き渡す時には、マニフェストを交付して適正に委託しなければなりません。委託を受けた処理業者も同様に、産業廃棄物を収集・運搬又は処分する際には、①処理基準に従う。 ②委託契約を守る。 ③マニフェストを使用する。 ことにより適正に処理しなければなりません。

事業者は、産業廃棄物を自ら処理する場合だけでなく、産業廃棄物処理業者等、他の者に委託して処理する場合も、法令に定める基準に従い最後まで責任をもって行わなければならないわけです。

■ 帳簿の記載義務

次の事業者は帳簿を備える必要があります。（法第12条第13項、令第6条の4）

- ① その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設（法15条第1項の許可を受けた施設）又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- ② その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）
- ③ 法第12条の7第1項の認定（2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例）を受けた者（前2号に掲げる者を除く。）

また、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者も同様です。（法第12条の2第14項）

帳簿の記載事項については、規則第8条の5（特別管理産業廃棄物を生ずる事業者については規則第8条の18）に規定されています。帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければなりません。また、帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

なお、香川県産業廃棄物処理等指導要綱において、法15条第1項の許可を受けた施設に関わらず、その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための施設を設置している事業者には、同様に帳簿の記載を求めています。

※（特別管理）産業廃棄物処理業者も帳簿の記載義務がありますのでご注意ください。帳簿記載事項については、産業廃棄物処理業者は規則第10条の8、特別管理産業廃棄物処理業者は規則第10条の21に規定されています。

産業廃棄物の処理基準等

排出事業場での保管基準

排出事業場での保管基準（規則第8条）

- 1 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (1) 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - (2) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。（10ページの例示参照）
 - イ 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
 - ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - (ロ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、2(2)に規定する高さのうち最高のもの
 - 2 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (2) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次のようにすること。（10ページの例示参照）
 - イ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とする。
 - ロ 廃棄物が囲いに接する場合（壁に直接負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする。
※勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5度
 - (3) その他必要な措置
- 3 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 4 石綿含有産業廃棄物にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- 5 水銀使用製品産業廃棄物にあっては、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

産業廃棄物の収集・運搬の基準

産業廃棄物の収集・運搬の基準（令第6条第1項第1号）

- 1 産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 4 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
- 5 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
- 6 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
- 7 産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
 - (1) 周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - (2) 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - (3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (4) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- 8 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

（規則第1条の4）

 - (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - (2) 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 9 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。（10ページの例示参照）

（規則第1条の5）

掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

(イ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

(ロ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ハ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、9(2)ロに規定する高さのうち最高のもの

(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を構ずること。

イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次のようにすること。（10ページの例示参照）

(イ) 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とする。

(ロ) 廃棄物が囲いに接する場合（壁に直接負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする。

※勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5度

ハ その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

(5) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、7(4)の規定の例によること。

産業廃棄物処分（中間処理）の基準

産業廃棄物の処分（中間処理）の基準（令第6条第1項第2号）

- 1 産業廃棄物の処分又は再生（以下「処分等」という。）は次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 処分等に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の処分等のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
- 4 産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。
- 5 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - ロ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。（10ページの例示参照）
（規則第1条の5）
掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
 - (イ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - (ロ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ハ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、5(2)ロに規定する高さのうち最高のもの
 - (2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次のようにすること。（10ページの例示参照）
 - (イ) 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とする。
 - (ロ) 廃棄物が囲いに接する場合（壁に直接負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする。

※勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5度

ハ その他必要な措置

- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。

(規則第7条の6)

期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

- (5) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。
- 6 特定家庭用機器産業廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物をいう。）の処分等を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。
- 7 石綿含有産業廃棄物の処分等を行う場合には、次によること。
- (1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であって環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。
- 8 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分等を行う場合には、次によること。
- (1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分等を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
 - (3) 水銀使用産業廃棄物の保管を行う場合には、7(1)の規定の例によること。

- 排出事業者（建設工事の元請け業者を含む）・産業廃棄物処分業者（中間処理）が保管する場合の保管施設における掲示板の作成例

産業廃棄物 保管施設	
名 称、代 表 者 本 社 所 在 地 責 任 者 氏 名 連 絡 先 電 話 番 号	株式会社〇×工業 代表取締役 日本一郎 高松市番町〇丁目△番□号 日本次郎 TEL 087 (831) ××××
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、××、×× (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
最 大 保 管 高 さ	1.8m
最 大 保 管 量	30m ³

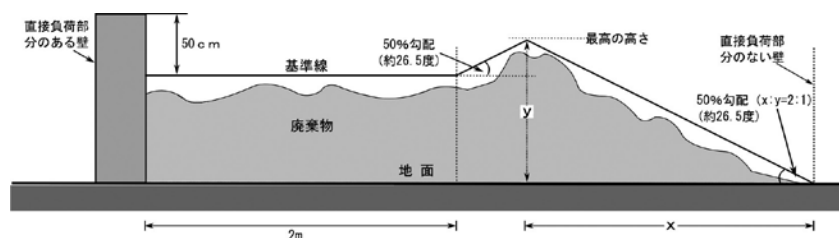
図、保管施設における掲示板の作成例(野外で容器を用いず保管する場合)

- 産業廃棄物収集運搬業者の積替保管施設における掲示板の作成例

産業廃棄物 積替保管施設	
名 称、代 表 者 本 社 所 在 地 責 任 者 氏 名 連 絡 先 電 話 番 号	株式会社〇×クリーン 代表取締役 香川二郎 丸亀市土器町東〇丁目△番□号 香川三郎 TEL 0877 (24) ××××
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、木くず、がれき類、 ××、××
最 大 保 管 高 さ	1.8m
最 大 保 管 量	30m ³

図、積替保管施設における掲示板の作成例(野外で容器を用いず保管する場合)

- 屋外における保管高さの基準例（保管施設、積替保管施設共通）



図、屋外における保管高さの基準

産業廃棄物処分（埋立処分）の基準

産業廃棄物の処分（埋立処分）の基準（令第6条第1項第3号）

- 1 産業廃棄物の埋立処分は次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 4 埋立処分を終了する場合には、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
- 5 次に掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法により行ってはならないこと。
 - (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（別表第5の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）をいう。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
 - (2) ゴムくず（事業活動に伴って生じたものに限る。）
 - (3) 金属くずで事業活動に伴って生じたもの（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
 - (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずで事業活動に伴って生じたもの（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
 - (5) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（事業活動に伴って生じたものに限る。）
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、これらの産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物
- 6 安定型産業廃棄物の埋立地において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、環境大臣が定める方法による措置）を講ずること。
- 7 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所（次に掲げる産業廃棄物の埋立地にあっては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。
 - (1) 燃え殻又はばいじん（令第6条の5第1項第3号イ(1)に規定するものを除く。）であって、水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
 - (2) 燃え殻又はばいじん（令第6条の5第1項第3号イ(2)に規定するものを除く。）であって、令別表第4

- の2の項から7の項までの第4欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- (3) 汚泥（第6条の5第1項第3号イ(3)に規定するものを除く。）であって、水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- (4) 汚泥（第6条の5第1項第3号イ(4)に規定するものを除く。）であって、別表第5の2の項から6の項まで、8の項及び23の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- (5) 汚泥（第6条の5第1項第3号イ(5)に規定するものを除く。）であって、シアン化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- 8 7(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- 9 8に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。
- 10 汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率85%以下にすること。
- 11 有機性の汚泥（公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥であって、消化設備を用いて消化したものと及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。以下同じ。）の水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 12 廃油（タールピッチ類を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 13 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね15cm以下に破碎し、切断し、若しくは熔融設備を用いて熔融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 14 ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径おおむね15cm以下に破碎し、若しくは切断し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 15 ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ7から9まで及び20によるほか、次によること。
- (1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。
- (3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
- 16 腐敗物（次に掲げるもののうち、熱しやく減量15%以下に焼却したものと及びコンクリート固型化を行ったもの以外のものをいう。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね3m（当該産業廃棄物のうち、おおむね40%以上が腐敗物であるものにあっては、おおむね50cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。
- イ 有機性の汚泥
- ロ 動植物性残さ（事業活動に伴って生じたものに限る。）
- ハ 動物系固形不要物（事業活動に伴って生じたものに限る。）
- ニ 家畜ふん尿（事業活動に伴って生じたものに限る。）

ホ 動物の死体（事業活動に伴って生じたものに限る。）

ヘ イからホまでに掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの

17 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと。

18 特定家庭用機器産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める方法により再生し、又は処分すること。

19 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。

(2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

20 7(1)に規定する燃え殻若しくはばいじん若しくは当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、7(1)に掲げるものを除く。）又は7(3)に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、7(3)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。

21 7(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、7(5)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。

22 汚泥であって別表第5の9の項から22の項まで及び24の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第6条の5第1項第3号ナに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにすること。

23 感染性産業廃棄物を第6条の5第1項第2号ハの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにすること。

24 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の第6条の5第1項第2号ニ、ホ又はヘの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにすること。

25 廃石綿等を第6条の5第1項第2号トの規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物又は石綿含有産業廃棄物を令第6条第1項第2号ニ（9ページの7参照）の規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにすること。

26 7から25までに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。